

瑞穂市教育大綱

令和8年度 ～ 令和12年度

瑞穂市

瑞穂市教育大綱

【基本理念】

～みずほを愛し みずほに誇りをもち

みずほの未来を担う人づくり～

こどもから大人まで、誰ひとり取り残すことなく、楽しく学べる機会を創出するとともに、こどもたちの多様な考えや個性を尊重し、「こどもまんなかプロジェクト」※1を通じて、瑞穂市の未来を担う地域社会人※2を育成します。

生涯にわたる教育活動、社会活動に主体的に取り組む機会を提供し、一人ひとりのウェルビーイング※3の向上を目指します。

基本方針

1 こどもの思いに寄り添い学びの芽生えを育む幼児教育の推進

- 学びや生活を通じ、道徳・規範意識を醸成し基本的な生活習慣を育成します。
- 遊びのプロセスを通じ、豊かな感性と表現力（コミュニケーション）の向上を目指します。
- 個に応じた支援について保育士、幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図ります。
- 保育所、幼稚園と小学校との連携の充実を図ります。

2 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い学校教育の推進

- 未来を拓く確かな学力、心豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ります。
- ダイバーシティ教育※4、インクルーシブ教育※5を通じ、多様性を尊重し共に生きる力を育成します。
- 情報活用能力※6や英語によるコミュニケーション能力の育成の充実を図ります。
- すべての児童、生徒のニーズに対応した健康教育と体力づくりの推進を図ります。

3 生涯にわたる豊かな学びを育む社会教育の推進

- 地域の歴史、文化、自然等の学びを通じて、ふるさと瑞穂への愛着と誇りを育成します。
- 一人ひとりの自己実現を図るため、「学習（文化）・スポーツ・奉仕」の多様な学びを提供し、幸せな地域社会をつくります。
- 地域のつながりのなかで、こどもまんなか応援サポーター活動などを通じこどもを見守り育てます。
- 家庭、学校、地域が一体となって、生涯にわたる危機管理・緊急時の対応力を高める防災減災教育と社会教育活動の充実を図ります。

※1 こどもまんなかプロジェクト

瑞穂市の未来を担うこどもたちが、誰もが未来への夢や希望を持ち、心豊かに成長できる社会の実現に向けて、こどもたちのために何がもっともよいことかを考え、こどもたちの成長に欠かせない「活動の場」「体験の場」「発表の場」をつくりだすなど、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を推進する取組

※2 地域社会人

岐阜県教育振興基本計画に掲げられている高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き地域社会の一員として考えて行動できる人

※3 ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、幸福感、満足感、自己肯定感、生きがいといった将来にわたる持続的な幸福を含む概念

また、多様な個人がおのこの幸せや生きがいを感じるとともに、自己を取り巻く学校、地域及び社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

「教育はすべての人に平等に開かれたものである」という理念のもと、一人ひとりが「幸せでありたい」と願い、夢や希望を描ける状態のこと

※4 ダイバーシティ教育

年齢、性別、国籍、障がい、宗教、価値観など、さまざまな違いを持つ人々を理解し、尊重する態度や行動を育む教育

※5 インクルーシブ教育

国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、すべてのこどもたちが共に学び合う教育

※6 情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報や情報技術を適切に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりするために必要な資質・能力

瑞穂市教育大綱の概要

1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策を推進するため、瑞穂市総合教育会議における教育委員会との協議・調整を踏まえ、本市の教育行政の方針として、市長が定めるものです。

瑞穂市教育大綱は、SDGs（*1）における目標4（教育）にある「質の高い教育をみんなに」を掲げ、本市に住まう市民、とりわけ子どもたちの教育における市の目指すべきビジョンとして策定いたしました。

（*1）SDGsとは、教育、平和など持続可能な世界を実現するための17のゴールを掲げ、169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、国を挙げて積極的に取り組んでいくものです。本市においても、各種施策にこのSDGs（持続可能な開発目標）を位置づけ、その実現に向けて積極的に推進していきます。

2 教育大綱策定の考え方

瑞穂市教育大綱は、本市の教育委員会が令和8年度から令和12年度を計画期間としている第3次教育振興基本計画を推進するにあたって、その方向性を示すものとし

3 教育大綱の期間

実施期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

なお、本市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

4 教育大綱の推進体制

瑞穂市教育大綱を実現するための具体的な施策については、上位計画である瑞穂市総合計画の教育文化の計画を受けて、瑞穂市教育振興基本計画で示しています。

教育大綱における3つの基本方針、そして、教育振興基本計画に基づき、それぞれ相互連携を図りながら各施策を展開していきます。

5 教育大綱の位置付け

瑞穂市第 3 次総合計画(令和 8 年度～令和 17 年)

○前期基本計画 (令和8年度～令和 12 年度)

教育・文化の計画

瑞穂市教育大綱

令和8年度～令和12年度

基本方針 1

こどもの思いに寄り添い
学びの芽生えを育む
幼児教育の推進

基本方針 2

一人ひとりの可能性を引き出す質の高い学校教育の推進

基本方針 3

生涯にわたる豊かな学びを育む社会教育の推進

瑞穂市教育振興基本計画

令和8年度～令和12年度

瑞穂市教育の方針と重点 (年度ごとに策定)

保育所の経営方針

幼稚園、小中学校経営の全体構想

